

平成 29 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（ 外務省 ）

制 度 名	国際協力を使途とする資金を調達するための税制度の新設		
税 目	国際連帯税（国際貢献税）		
要 望 の 内 容	<p>飢餓や感染症など地球規模課題への対処を始め、昨年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（2016年から2030年までの新しい国際開発目標）等にも示されている世界の開発需要に対応するためには、伝統的ODAのみでは資金量が十分ではないとの認識から、革新的資金調達に対する関心が高まっている。平成26年8月8日に採択された国連の「持続可能な開発のための資金戦略に関する政府間専門家委員会」の報告書においても、革新的メカニズムの探求が提言されている。こうした革新的な資金調達のための税制度として、既に航空券連帯税が複数の国で実施されているほか、欧州では金融取引税による対応も検討されている。</p> <p>また、我が国においては、平成24年8月10日に成立した「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律（税制抜本改革法）」の第7条第7号において国際連帯税についても検討を行うこととなっている。</p> <p>以上を踏まえて、以下のとおり要望する。</p> <p>① 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」等にも示されている世界の開発需要に対応し貢献するため、納税者の理解と協力を得つつ、国際連帯税(国際貢献税)についての検討を進め、必要な税制上の措置を講ずる。</p> <p>② その税収の使途として、世界の開発需要への対応・貢献であることを明確に位置づける。</p> <p>③ 課税方法として、我が国としてどのような方式を導入することが適切かについては、今後国際的な取組の進展状況を踏まえつつ検討する。</p>		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	百万円 (百万円) (百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

本件は、我が国において開発資金のための国際連帯税（国際貢献税）を導入し、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」等、国際的な開発目標の達成に対応・貢献するために、世界の開発需要に対応し得る幅広い開発資金を調達するもの。これは、外務省政策評価、基本目標VI「経済協力」、施策VI-2「地球規模の諸問題への取組」と整合するものである。

また、平成24年8月10日に成立した「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律（税制抜本改革法）」の第7条第7号において、「国際的な取引に関する課税については、国際的な租税回避の防止、投資交流の促進等の観点から必要に応じて見直すとともに、国際連帯税について国際的な取組の進展状況を踏まえつつ、検討すること。」として、国際連帯税についても検討を行うこととなっている。

(2) 施策の必要性

① 2015年7月に発表された国連のミレニアム開発目標（MDGs）レポートによれば、1990年以降、国際社会における極度の貧困、安全な飲料水へのアクセス、初等教育における男女平等、マラリアと結核による死亡数等で改善が見られる一方、開発から取り残された脆弱層、ジェンダー間の不平等、各国・地域間格差や国内格差の存在、5歳未満児の死亡率、妊産婦の死亡率、開発途上地域における子ども達の初等教育就学、衛生施設の改善の問題等、残された課題や新たに顕在化してきた課題も指摘されている。

② こうした状況に対応すべく策定された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」では、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた実施手段（MOI）の重要性が強調されており、その中でも、必要な開発資金を、公的資金、民間資金、途上国の国内資源等を含めて広く確保していくことの重要性に焦点が当てられている。今後、MDGsの残された課題や新たに顕在化した課題等の世界の開発需要に対して、新たなアジェンダの下で対応・貢献していくためには、中長期的に幅広い開発資金を追加的に確保する必要がある。

③ 日本政府は、これまで、MDGs達成に向けた国際社会の取組を主導してきた。また、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の策定に向けた議論にも、旧来の南北対立を克服し、あらゆるステークホルダーがそれぞれの役割を果たす新たなグローバル・パートナーシップの構築が必要との考えの下で積極的に参画し、リードしてきた。その結果、同アジェンダには、我が国が重視する人間の安全保障の理念が反映されているほか、保健・教育・防災・環境・気候変動等、我が国が重視する要素が盛り込まれている。今後、同アジェンダの実施を我が国として積極的にリードしていくとの観点からも、中長期的な幅広い開発資金の確保に率先して取り組んでいく必要がある。

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	外務省政策評価，基本目標VI，施策VI-2に該当。
		政策の達成目標	2015年9月に採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」等，国際的な開発目標の達成への貢献。
		租税特別措置の適用又は延長期間	未定
		同上の期間中の達成目標	2015年9月に採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」等，国際的な開発目標の達成への貢献。
	政策目標の達成状況		
有 効 性	要望の措置の適用見込み	適用の見込みに関し，航空券連帯税は既に仏，韓，チリ等の複数国で実施されている。各国ともに自国からの出発便のみを課税対象としているが，例えば，仏（平成18年導入）では年約1.7億ユーロの税収を得ており，韓（平成19年に5年間の時限立法で導入され，平成24年に5年間延長）では年約150億ウオンを徴収，チリ（平成18年導入）では年約400万ドルの税収を得ている。これらの航空券連帯税の税収は，感染症，疾病対策の費用に充てられている。金融取引税については，仏において平成24年8月から導入され，税収の一部が開発目的に充てられているほか，EUにおいても関心国において遅くとも平成28年1月1日から段階的に導入すべきとの考え方が示されており，税収の一部を開発目的に充てることも検討されている。	
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	国際連帯税（国際貢献税）は，グローバルな課題に対する追加的資金の担い手を，経済のグローバル化により恩恵を得ている層に求める考え方である。課税額は少額であるが，一定の課税ベースがあるため，相当の税収が見込まれることから，手段として有効であると考えられる。	
相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし	

	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p> <p>なし</p>	
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	
	<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>ODA の更なる大幅な積み増しは容易ではなく、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」等、世界の開発需要に対応・貢献するためには、中長期的に安定的かつ予見可能な開発資金の確保を目的とする国際連帯税（国際貢献税）を導入することが妥当である。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>なし</p>
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	
	<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>	
	<p>前回要望時の達成目標</p>	
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 22 年度税制改正要望として当省より「国際開発連帯税」の新設を提出し、平成 22 年度税制改正大綱に「地球規模の問題解決のために国際連帯税の検討を早急に進めます」と記載された。</p> <p>【平成 22 年度税制改正大綱】 「国際連帯税 国際金融危機、貧困問題、環境問題など、地球規模の問題への対策の一つとして、国際連帯税に注目が集まっています。金融危機対策の財源確保や投機の抑制を目的として、国際金融取引等に課税する手法、途上国の開発支援の財源確保などのために、国境を越える輸送に課税する手法など、様々な手法が議論されています。すでに</p>	

フランスやチリ、韓国などが航空券連帯税を導入するなど、国際的な広がりを見せています。我が国でも、地球規模の問題解決のために国際連帯税の検討を早急に進めます。」

平成 22 年度要望に引き続き、当省より「国際開発連帯税」の新設を平成 23 年度要望として提出し、平成 23 年度税制改正大綱に「今後、…真摯に検討を行います」と記載された。

【平成 23 年度税制改正大綱】

「国際連帯税

国際連帯税については、貧困問題、環境問題等の地球規模の問題への対策のための財源確保を目的としたものであり、代表例として航空券連帯税や通貨取引税が挙げられます。航空券連帯税については、既にフランスや韓国等で導入されています。また、通貨取引税については、フランスやベルギーにおいて、他の全てのEU加盟国での実施等を前提として導入することとされています。今後、上記「論点整理」も参考にしつつ、真摯に検討を行います。」

平成 23 年度要望に続き、当省より「国際開発連帯税」の新設を平成 24 年度要望として提出し、平成 24 年度税制改正大綱に「これまでの議論や国際的な取組の進展を踏まえ、今後、真摯に検討を行う」と記載された。また、同様の内容が、社会保障・税一体改革大綱及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律の第 7 条第 7 号に規定された。

【平成 24 年度税制改正大綱】

・国際連帯税

「国際連帯税は、貧困問題、環境問題など地球規模の問題への対策のための財源確保を目的としたものであり、代表例として航空券連帯税や通貨取引税が挙げられます。航空券連帯税については、既にフランスや韓国で導入されています。また、通貨取引税については、フランスやベルギーにおいて、他の全てのEU加盟国での実施等を前提として導入することとされています。

一方、欧米諸国においては、リーマンショック後の経済・金融危機に伴う厳しい財政状況を背景として、富裕層への課税強化や、財政健全化のための財源確保やリスクの高い取引への対応策等を目的とした域内の金融取引への課税が議論されています。

上記のとおり、国際的には、用途のあり方を含め様々な議論があります。また、過度に投機的な通貨取引が、実体経済に悪影響を及ぼしうることが懸念されています。

国際連帯税については、国際的な取組みの進展を踏まえ、今後、真摯に検討を行います。」

【社会保障・税一体改革大綱】

・第 2 部 税制抜本改革 第 3 章 各分野の基本的な方向性

「国際連帯税については、これまでの議論や国際的な取組の進展を踏まえ、今後、真摯に検討を行う。」

【社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律】

第 7 条

「7 国際的な取引に関する課税については、国際的な租税回避の防止、投資交流の促進等の観点から必要に応じて見直すとともに、国際

連帯税について国際的な取組の進展状況を踏まえつつ、検討すること。」

平成 24 年度要望に続き、当省より平成 25 年度要望（「国際連帯税」の新設）、平成 26 年度要望（「国際連帯税」の新設）、平成 27 年度要望（国際連帯税（国際貢献税）の新設）、平成 28 年度要望（国際連帯税（国際貢献税）の新設）を提出した。